

京都市告示第371号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成30年10月24日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	納所水5007号	伏見区納所和泉屋34番地の4地先 伏見区納所下野1番地の4地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	小栗栖水0029号	伏見区小栗栖岩ヶ淵町31番地地先 同上	
2	小栗栖水0001号	伏見区小栗栖岩ヶ淵町32番地の2地先 同上	
3	醍醐水5006号	伏見区醍醐鍵尾町3番地の6地先 同町3番地の5地先	
4	醍醐水5012号	伏見区醍醐江奈志町2番地の3地先 同町1番地の6地先	
5	勧修寺水0127号	山科区勧修寺閑林寺89番地の1地先 同上	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	住吉水0001号	伏見区京町十丁目17番地の1地先 同町18番地の1地先	

(建設局土木管理部道路明示課)